

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正のあらまし

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正により、既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替を行う際の現行基準適合義務の緩和措置に屋根、外壁、軒裏の防耐火性能に関する規定が新設されたことに伴い、規定を整備するため、文京区建設事務手数料条例（平成12年3月文京区条例第25号）の一部を改正する。

2 新旧対照表

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）新旧対照表

改正後（案）					現行				
文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 令和〇年〇月〇日 条例第〇号 第一条から第五条まで（略） 付 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号） この条例は、令和七年十一月一日から施行する。					文京区建設事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十五号 第一条から第五条まで（略）				
別表第一（第二条関係）					別表第一（第二条関係）				
事務	名称	額	徴収時期		事務	名称	額	徴収時期	
1から54まで	(略)	(略)	(略)		1から54まで	(略)	(略)	(略)	
54の2	建築基準法施行令第百三十七条の十二第十一項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。	54の2	建築基準法施行令第百三十七条の十二第六項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
54の3	建築基準法施行令第百三十七条の十二第十二項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。	54の3	建築基準法施行令第百三十七条の十二第七項の規定による既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	二万八千円	認定申請のとき。
54の4から71まで	(略)	(略)	(略)		54の4から71まで	(略)	(略)	(略)	
別表第二（第二条関係）（略）					別表第二（第二条関係）（略）				
別表第三（第二条関係）（略）					別表第三（第二条関係）（略）				